

# 鳥取縣公報

## 規則

### 鳥取縣規則第四十號

兒童福祉法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 兒童福祉法施行細則

第一條 兒童福祉司は各々左に掲げる區域の一を担当し當該區域の兒童委員と緊密な連絡を圖るものとする。

一、東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡）

二、中部（東伯郡）

三、西部（米子市、西伯郡、日野郡）

第二條 知事が兒童福祉法施行規則（以下規則という）

第七條に規定する醫師又は助産婦を指定したときは、これを告示する。

昭和二十三年七月六日  
第一千九百二十三號

火曜日

第三條 規則第七條により知事が發行する保健指導票の様式は別表第一號による。

規則第八條の規定による保健指導票の交付申請並に兒童福祉司又は兒童委員の證明様式は別表第二號による。

第四條 市町村長は毎年一月末日までに翌年度における保健指導票の交付見込數を知事に報告しなければならぬ。

第五條 市町村長は保健指導票交付台帳を別表第三號により作成し保健指導票を交付したときは直ちにこれを整理しなければならぬ。

第六條 兒童福祉法（以下法という）第二十條の規定による妊娠届（妊娠證明書を含む）は別表第四號による。市町村長は妊娠届名簿を別表第五號により作成し前項の届出があつた場合はその都度之に登録して母子手帳を交付しなければならぬ。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日・當ル）  
火金 曜日發行（時・翌日）

昭和二十三年七月六日（昭和四年四月十五日）  
第一千九百二十三號（第三種郵便物認可）

本書の大きさは規定通りである。

市町村長は毎月分の妊娠届出を取纏め翌月十日までに別表第六號により知事に報告しなければならない。

第七條 規則第十二條の規定により母子手帳を交付するときは、その一を除いた他の母子手帳に別に定める標印を施すものとする。

第八條 市町村長は毎年一月末日までに翌年度における母子手帳の交付見込数を知事に報告しなければならない。

第九條 規則第十六條により母子手帳の再交付を受けようとする場合は別表第七號により市町村長を経て知事に申請しなければならない。

市町村長は前項の申請があつた場合は事實を調査の上知事に代つて更に母子手帳を交付しなければならない。

第十條 規則第十三條第十四條及び第十六條の届出並に申請のあつた場合は妊娠婦名簿を整理した上母子手帳を返還せしめ又は所定の事項を訂正して返付し、若しくは再交付しなければならない。

前項による届出申請及び返付に關する文書は市町村

長に於て處置し毎月分交付状況を翌月十日までに別表第八號により知事に報告しなければならない。

第十一條 市町村長は母子手帳交付台帳を別表第九號により作成し母子手帳を交付、返還及び前條による所定事項の訂正をしたときは直にこれを整理しなければならない。

第十二條 母子手帳の交付を受けたものが居住地を変更したときは市町村長に届出なければならぬ。

第十三條 規則第十九條の規定による福祉施設への入所申請様式は別表第十號による。

第十四條 市町村長は毎年度十月十日までにその前月までの六箇月間の四月十日までにその一箇年間の法第二十二條から第二十四條までの措置の状況を知事に報告しなければならない。

前項の報告の様式は別表第十一號による。

第十五條 市町村長は法第二十二條から第二十四條までの規定により助産施設、母子寮又は保育所に入所したにつき別表第十二號により保護費を作成しなければならない。

ばならない。

第十六條 市町村長は市町村の負担する法第二十二條から第二十四條までに規定する措置に要する費用及び児童福祉施設の職員に養成施設に要する費用(設備に要する費用を除く)の翌年度分收支豫定計算書を別表第十三號により作成し、毎年二月十日までに知事に提出しなければならない。

第十七條 市町村の負担する児童福祉施設の設備に要する費用及び児童福祉施設の職員に養成施設中設備に要する費用に對し縣の補助を受けようとするときは、別表第十四號によりその設置計畫書を作成し毎年四月十日までに知事に提出しなければならない。

第十八條 市町村長は年度が終了したときは第十六條に掲げる費用の補助精算書を別表第十五號により作成し、その年度の市町村歳入歳出決算の抄本(當該費用に關係ある分)を真し毎年六月十日までに知事に提出しなければならない。

第十九條 第十七條に掲げる費用に對し補助を受けた施

設がその設備を完了したときは別表第十六號により精算書を作成し、設備が完了してから十五日以内に知事に提出しなければならない。

第二十條 児童福祉司又は児童委員は毎月一回法第二十六條第一項第二號又は法第二十七條第一項第二號の規定により指導している児童の状況報告書を作成し、意見を附し市町村長を経て児童相談所長に提出しなければならない。

児童委員は前項報告書の寫を担当児童福祉司に送付しなければならない。

第二十一條 規則第三十條により里親となることを希望する者から知事に申出る場合は里親登録簿様式に掲げる事項中必要事項を具した書面を以て居住地の市町村長を経て知事に申出でなければならない。

第二十二條 前條の申出を受理した市町村長は管轄區域の児童委員醫師要すれば本籍地の市町村長等と連絡をとり記載事項に誤りのないことを確認証明し、且つ左の事項を具備するものであるかどうかの意見(第三號

00533

は證明)を附し管轄の児童相談所を経て知事に報告しなければならぬ。

二、本人が児童の育成に関心をもち、児童自身のために養育しようとするものであること。

三、本人に健全な常識があり且つ相當の資産を有してゐること。

四、居住地の環境が良好であること。

五、児童を委託した場合その家庭に不和を惹き起すやうなことがないこと。

六、その他参考となる事項。

第二十三條 児童相談所長は里親となることを希望する者につき里親登録簿に掲げる事項に關し調査しこれを知事に眞狀しなければならぬ。

第二十四條 里親登録簿の様式は別表第十七號による。

第二十五條 児童を里親に委託する場合は一里親には一児童を委託し立前とするも特別の事情ある場合はこの限

りではない。

第二十六條 里親の選定に當つては鑑別の結果に基く児童の資質、特技及び希望等を勘案してそれに適する抱負職業等を有する里親を選定する。

第二十七條 知事が里親を選定したときは予めその里親と協議し承諾を得る。

第二十八條 養護を要する児童の福祉の措置は先づ里親委託を考慮し止むを得ない場合に施設への收容委託の措置をとる。

第二十九條 現在養護施設に入所中の児童を里親に委託することは立前としてとらないが里親の希望條件抱負等によりこの措置をとることが出来る。

第三十條 法第三十條の規定により知事が里親に對し必要な報告を要求したときは里親の報告書類は管轄の児童相談所を経なければならぬ。

第三十一條 児童委託中委託による損害(盜難、器物破壊等)は里親の負担とする。

第三十二條 法第三十五條第二項の規定により設置する

00534

児童福祉施設(市町村に設置するものを除く)に關し、その長又は設置者から知事に提出する書類はその所在地の市町村長を経なければならぬ。

第三十三條 保母試験は毎年九月にこれを行う。

保母試験を受けようとする者は、毎年八月一日より同月末日までに出席しなければならない。

第三十四條 規則第四十三條第四號の寫眞は、手札形とし裏面に寫した年月日及び氏名を自署しなければならない。

第三十五條 保母試験の受験願書及び添附書類はこれを送付しない。但し證書又は證明書は請求によりこれを送付する。

第三十六條 保母試験の受験者が試験の当日に開始の時間までに出席しないとま又は試験中途で休止したときは、その試験を受けることが出来ない。

第三十七條 保母試験の合格者の氏名は、縣公報をもつて、これを公告する。

第三十八條 左に掲げる費用の基準は別にこれを定める。

一、法第十九條第四項、第二十二條から第二十四條まで又は第二十七條第一項第三號に規定する措置に要する費用

二、一時保護に要する費用

第三十九條 法第三十五條第二項の規定により設置する児童福祉施設の長又は里親が法第二十七條第一項第三號に規定する措置に要する費用を請求するときは、計算書を具し所在地市町村長を経て毎月十日までにその前月分につきこれを知事に提出しなければならない。

前項の外特別の費用を支出したときは、そのつど計算書及び證據書類を具しこれを知事に請求することが出来る。

前二項による費用の請求様式は別表第十八號による。

法第三十三條第一項又は第二項の規定により一時保護を加えた者については、前三項を準用する。

附 則

この規則は、昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

AK8 275

但し法第六十三條但書に掲げる規定に關する部分は、昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

この規則に基き町村長より知事に提出する書類はすべて所轄地方事務所を經なければならぬ。

第十九條に規定する保母試験及びその出願の期日並びに第十六條及び第十七條に規定する收支予定計算書及び設置計畫書の提出期日は、昭和二十三年分に限り別にこれを定めるものとする。

兒童虐待防止法施行細則、少年看護法施行細則及び妊娠手帳規程施行細則はこれを廃止する。

兒童福祉法保健指導票(第一四種)  
(横五種)

氏名	保護者との続柄	職業	職業	職業	職業
生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
居住地在又	府	都	道	市	郡
保護者	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
兒童	福祉	法	保健	指導	票
交付	回数	交付	回数	交付	回数

有効期間	自昭和	年	月	日	日間
取扱兒童福祉司又は兒童委員氏名	昭和	年	月	日	鳥取縣印
經由	市長	町長	(村)長	氏名	印

注 意

一、保健指導を受けるときはこの票を保健所又は醫師助産婦若しくは保健婦にお渡し下さい。

二、本人が乳幼児である場合のみ、保護者の氏名及び職業を御記入下さい。

三、この票は他人にゆづつたり又は使用させたりしてはなりません。

四、この票の有効期間が過ぎてもなお保健指導を受けなければならぬときは醫師又は助産婦の診斷書を持つて担当兒童委員へ申出でて下さい。

(醫師、助産婦の方へおねがひ)

この票で保健指導をされたときは別に定める保健指導費請求書を縣庁兒童課にお出し下さい

別表第二號

兒童福祉法保健指導票交付申請

- 一、保健指導を受ける者
  - (一) 氏名
  - (二) 生年月日
  - (三) 居住地又は現在地 縣 郡 町(村) 大字 市 丁目
  - (四) 妊娠婦職業
  - (五) 乳兒、幼兒
  - (六) 乳幼兒の場合 保護者の氏名及職業
- 二、法第十九條第四項の經濟的理由
- (一) 生活保護法による 甲 世帯 乙 世帯
  - (二) 其の他の理由(詳記のこと)
- 右の通りでありますから申請致します。
- 年 月 日
- 住 所 氏 名 印
- 鳥取縣知事氏名殿

本は兒童福祉法第十九條第四項の規定に該当するものであることを證明する

年 月 日

何郡市 町村担当兒童委員(又は兒童福祉司) 氏 名 印

何郡市 町村長 長經由(公印)

別表第三號

兒童福祉法保健指導票交付台帳

番 號	交 付 居 住 地 又 は 現 在 地	保 護 者 氏 名	本 人 氏 名	備 考
年 月 日	年 月 日	氏 名	氏 名	

別表第四號

記載注意

本屆書は居住地の市町村長に提出すべし

X印の所は醫師又は助産婦にして診察の際記入捺印の上妊婦又は世帯主に交付するものとす

市町村長は本屆書を受理したるときは母子手帳に所

定の事項を記入し之を交付すること

妊婦氏名	姓 娠 届	出生年月日	年 月 日
居住地	郡市 町大字	職業	
世帯主		上記の通りと認む	
氏名		出生予定日	昭和 年 月 日
出生予定日	昭和 年 月 日	診察の時	昭和 年 月 日
診察の時	昭和 年 月 日	妊娠月数	第 月 日
妊娠月数	第 月 日	ツツセルマ	
ツツセルマ		反応結果	
備考			

右届出致します

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 殿

妊婦氏名

別表第五號

妊産婦名

氏名	初診	助産	居住地	場所			妊婦氏名	居住地	出生年月日	出生時刻	既往	産出	流産	現存	備考
				場所	産出	場所									
氏名	初診	助産	居住地	場所	産出	場所	妊婦氏名	居住地	出生年月日	出生時刻	既往	産出	流産	現存	備考
氏名	初診	助産	居住地	場所	産出	場所	妊婦氏名	居住地	出生年月日	出生時刻	既往	産出	流産	現存	備考

別表第六號

妊婦報告 市町村

診察年月日	診察時刻	妊婦氏名	居住地	出生年月日	出生時刻	既往	産出	流産	現存	備考
診察年月日	診察時刻	妊婦氏名	居住地	出生年月日	出生時刻	既往	産出	流産	現存	備考

別表第七號

母子手帳再交付申請

一、母子手帳の再交付を受ける者

(一) 氏名

(二) 生年月日

(三) 居住地又は現在地

(四) 職業

二、理由

右の通りでありますから申請致します

年 月 日

住所

氏名 印

鳥取縣知事 殿

別表第八號

母子手帳交付状況報告

市町村

前月上妊婦に交振の返紛失又は本月末市  
越り繰付したる納したる毀損した町村の保  
越数量 数量 数量 数量 数量 数量 数量 数量 数量 数量 備考

別表第九號

兒童福祉法母子手帳交付台帳

番	交付年月日	居住地又は現在地	母の氏名	子の氏名	保護者氏名	備考
番	交付年月日	居住地又は現在地	母の氏名	子の氏名	保護者氏名	備考

別表第十號

兒童福祉法による福祉施設への入所申請

一、入所する者及び入所させようとするもの

(一) 氏名

(二) 生年月日

(三) 乳児、幼児

(四) 保護者氏名(五) 生年月日

(六) 職業

二、居住地及び居住期間又は現在地

居住地 縣 郡市 町村大字 番地

居住期間 自 年 月 日 何年 月 日

三、入所を必要とする理由

(一) 経済的理由

(二) 兒童の福祉に欠ける場合の理由

(三) 乳児又は幼児の保育に欠ける場合の理由

右の通りでありますから申請致します  
年 月 日

住所 本人 氏 名 印

(保護者氏名印)  
縁故者氏名印

市町村長氏名殿

別表第十一號

助産施設、母子寮、保  
育所への入所措置状況 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 市町村

施設別 經營体別 措置人員 延人員 同上の措置に要する費用

施設別	助産施設			
	國	縣	計	市町村
經營体別	國	縣	計	市町村
措置人員				
延人員				
同上の措置に要する費用				
合計				
私人その他				
合計				

施設別	母子寮			
	國	縣	計	市町村
合計				
私人その他				
合計				

記載上の注意  
1. この調は毎年度十月十日迄にその前月までの六箇月間の四月十日迄にその前年度一箇年間の状況を報告すること。

別表第十二號

保護台帳(助産施設、母子寮保育所入所者)市町村

第 號 昭和 年 月 日 附 申請 請 居 住 地 又 居 住 地 退 所 年 月 日 入 所 年 月 日 入 所 施 設 名 申請者本 人 又 は 保 護 者

入所者		入所者の家族	
氏名	住所	氏名	住所
性別	年齢	性別	年齢
職業	収入	職業	収入
住居	租税	住居	租税
教育	費用	教育	費用
療養	費用	療養	費用
衣服	費用	衣服	費用
居住	費用	居住	費用
飲食	費用	飲食	費用
支	出	支	出
公租	課税	公租	課税
資産	負債	資産	負債
根拠	費用	根拠	費用
扶養	義務	扶養	義務
能力	の	能力	の

年月日	措置の経過	措置費

別表第十三號

昭和 年度児童福祉法第二十二條から第二十四條までに規定する措置に要する費用及び児童福祉施設の職員の養成施設に要する費用(設備に要する費用を除く)の收支予定計算書 市町村

支出予算額	収入	予算	差引額
法第五十六條の収入	寄附金	その他	計
圓	圓	圓	圓

備考  
この計算書は助産施設母子寮保育所及び職員の養成施設につき夫々別個に用紙を改め作製のこと

別表第十四號

児童福祉法により施設の設備費交付申請書

(一通提出のこと)

年 月 日

知事宛
児童福祉法による施設として左記の通り計畫實施した
いから縣費補助を願いたく別紙を添えて申請します

記

- (一) 施設の名称及び位置
(二) 創設改良擴張修理等の別及びこれが設備の利用
方法並びに事業開始の予定年月日
(三) 創設費改良費擴張費修理費等の内譯
(四) 右に伴う初度調辦費の内譯
(五) 前二號の設備費に充てるべき寄附金その他の收
入内譯
(六) 經常費收支算書(一か年分)
(七) 工事設計書別紙の通り
(附記) 1、設計圖面は左の種別に従つて作成すること

- (イ) 配置圖
(ロ) 各階平面圖
(ハ) 立面圖

別表第十五號

- (一) 構造上緊要と認められる部分の詳細圖
(主要木材の寸法を記入すること)
2、鐵筋コンクリート構造にあつては特にその
都度計算書を添付すること

昭和 年度児童福祉法第二十二條から第二十四條
までに規定する措置に要する費用及び児童福祉施設
の職員の養成施設に要する費用(設備に要する費用
を除く)の補助精算書
市町村

Table with columns for '歳入決算額', '歳出決算額', '差引', '補助額', '交付金', '補助額', '不足額'.

備考
(一) この精算書は助産施設、母子寮、保育所、職員
の養成施設につき夫々別個に用紙を改め作成する
こと

別表第十六號

児童福祉施設に要する費用及び児童福祉施設の
職員養成施設中設備に要する費用に對する補
助精算書
市町村

- (一) 「同上に對する補助額」は夫々所定の補助率に
よつて算出すること
(二) 「補助額に對する交付済額の過不足」欄の不足
額は朱書すること

Table with columns for '予算額', '決算額', '補助額', '補助率', '備考' and various fee categories like '創設費', '改造費', '擴張費', '修理費', '調辦費'.

計

備考

- 一、「予算額」欄の「設備費總額」は補助につき承認
のあつた予算額を掲げる
二、「同上に對する補助額」は「補助基本額」に所定
の補助率を乗じた額を掲げること
三、「補助額に對する指令額の過不足」欄の不足額は朱
書すること
四、設備完了の年月日を備考として記載し且つ「設備
に關する寄附金その他の收入」の内譯書及び「創設
費」「改造費」「擴張費」「修理費」については請
負契約の寫並びに工事に關する支出明細書を「初度
調辦費」についてはその品目數量單價及び金額を記
載した支出明細書を添付すること
五、年度内に設備が完了しないで翌年度に繰越したと
きはその理由及び繰越額を備考として記載すること

別表第十七號

(別表) 里 觀 登 録 簿

00543

養育希望する児童の年齢	性別	養育した理由	氏名	生年月日
里親登録簿	(昭和)	年月日登録	名	生年月日
養育責任者	健康状態	履歴	生年月日	
養育者の氏名	家族名	養育責任者の続柄	退学卒業中	職業健康
現住所	収入支出坪数	田畑山林宅地	預金有価証券其他	資産合計
健康状態	居住環境	家屋敷地	養育する並方	
養育者の氏名	養育者の年齢	養育者の職業	養育者の健康	養育者の宗教
養育者の健康	養育者の職業	養育者の健康	養育者の宗教	里親の有無

**児童福祉司** 醫師、保健婦名保健所並びに所在地

記載上の注意

- 1、養育責任者欄
- 2、健康は優、良、可で記載すること
- 3、養育に對する抱負並びに方針は素行其他問題に於ける児童を養育して善良な児童に仕上げて見たいとか、學校教育はどの程度迄進ませたいか、児童の個性に從つて家業以外の職業に就かせる意志があるか、家業を繼がせたいか將來結婚についてどんな方針をとるかなどにつき記載すること

00544

二、事後経過欄は關係機關又は市町村などにつき調査したことを記載するものとする

別表第十八號

請求書

但し兒童福祉法第二十七條第一項第三號により里親養育を委託せられた（施設に入所せしめられた）何れ何名かの何年 月分委託養育費但し計算書別紙の通り 右請求します

住所

氏名 印  
（又は施設長印）

鳥取縣知事氏名殿  
（所在地市町村長經由）

（別紙）

月分委託（養育）費計算書

委託の種類	金額	同上の内訳	摘要	被保護者氏名	年令
計		日額日數			

（註）委託の種類欄には「里親」「乳兒院」「養護施設」の如く記載すること。

鳥取縣規則第四十一號

家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により豚の傳染病予防規則を次のように定める。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

第一條 縣外から導入する豚はすべて卸下驛において検査並びに予防注射を受けなければならぬ。

第三條 導入者は豚の到着日時及び卸下驛が確定したと



きは直ちに地方事務所又は縣に連絡しなければならぬ。  
 附 則  
 この規則は公布の日からこれを施行する。  
 別 表 縣外導入計畫書

種類	年令	性	頭數	導入先	卸下驛	導入予定日	備考

年 月 日  
 導入者 住 所 氏 名  
 鳥取縣知事宛

訓 令

鳥取縣訓令甲第十五號

鳥取縣水産試驗場長

鳥取縣水産試驗場規程を次のように定める。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産試驗場規程  
 第一條 鳥取縣水産試驗場は、水産業の改良發達を圖ることを目的とし、次の業務を行う。

- 一、漁撈、製造、養殖等についての試験及び調査
- 二、講習、講話、傳習及び質問應答
- 三、魚兒、介苗の配布

第二條 鳥取縣水産試驗場に、次の職員を置く。

場 長  
 技 師  
 主 事

第三條 場長は、技師の内その一名をこれにあて知事の指揮監督を承げ場務を掌理し場員を監督する。

第四條 技師は、場長の指揮を承げ技術に従事する。

第五條 主事は、場長の指揮を承げ庶務、會計に従事する。

第六條 場長事故あるときは、上席職員その職務を代理する。

第七條 場長は、職員の任免、勲陞について知事に意見を

を具申することができる。  
 第八條 次の事項について、場長は、知事の認可を受けこれを處理しなければならない。

- 一、處務細則又は諸規程の制定及び改廢
- 二、試験及び調査施行の方法並びに魚兒、介苗の配付方法
- 三、職員の外出張及び私事旅行
- 四、前各號の外重要と認められる事項

第九條 場長出張を必要とする場合で管内出張日數五日以内のときは、その旨を知事に報告し、その他の場合は、知事の認可を受けなければならない。

第十條 次の事項について、場長は専決處理することができる。

- 一、職員の仕事分掌
  - 二、職員の管内出張
  - 三、職員の除服出仕及び賜暇
  - 四、助手及び小使並びに常備夫の採用及び罷免
- 第十一條 職員が出張したときは、歸場後たゞちに復命

ををつくり管内の場合は場長に、管外の場合は知事にこれを提出しなければならない。但し、管内の場合でも重要な事項については、知事に提出しなければならない。

第十二條 場長は、毎年四月末日までに、前年度の業務功程を知事に報告しなければならない。

第十三條 場長は、試験成績報告書を發行する毎に、知事に報告しなければならない。

附 則

この規程は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

告 示

鳥取縣告示第三百九號

鳥取縣立農産加工所を鳥取縣會計規則第三條の規定による所に指定する。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百十號

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥根縣能義郡比田村大字西比田一二六一番地  
前住所及び開業地 西伯郡手間村大字寺内一三番地  
現住所及び開業地 本籍地に同じ

昭和二十三年六月十二日住所変更により助産婦  
名簿取消方願出たので同年同月二十三日取消

池 田 靜 枝

明治四十年七月十一日生

鳥取縣告示第三百十一號

助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岩美郡蒲生村大字洗井一〇三四番地  
前住所及び開業地 鳥取市本町一丁目一八番地  
現住所及び開業地 本籍地に同じ

昭和二十三年六月一日住所及び開業地変更によ

り助産婦名簿訂正方願出たので同年同月二十三  
日訂正

寺 垣 よし子

大正十四年十月二十三日生

鳥取縣告示第三百十二號

昭和二十三年四月一日を以て氣高郡實木村外二ヶ村學校  
組合を解除し左の通り中學校を設置した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

學校名 校 區 設置場所 名称 設置者  
實木中學校 實木村 氣高郡實木村 村立 實木村  
大字實木九八九  
氣高中學校 瑞穂村 同 一五六 組合立瑞穂村外一ヶ  
酒津村 村學校組合

鳥取縣告示第三百十三號

昭和二十三年四月一日を以て氣高郡中郷村外三ヶ村學校  
組合山西中學校を廢止し左の通り中

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

學校名 校 區 設置場所 名称 設置者  
山西第一 中郷村 氣高郡中郷村 組合立 中郷村外一ヶ  
中學校 勝部村 大字龜尻二五七 村學校組合  
山西第二 日置谷村 同日置谷村 日置谷村外一  
中學校 日置村 大字奥崎 同 ケ村同

申 請 人

住 所 氏 名

木材業  
製材業  
の別

登 録 事 項

材種 登録番號 年月 營業所工場の位置

鳥取市西品治町四一四 加納清市 木材業  
同東品治町一二九 陳在寅治 同  
同一七ノ八 芦谷義雄 同  
同吉方町五八四 安藤藤市 同  
同若櫻町一四 石脇喜市 同  
同吉方町二六一 株式會社千代河製作所 同  
同今町二丁目七 丸勝木工有限會社 同

鳥取縣23受林 昭二三  
第二〇二六號 年五月 鳥取市行徳一八六  
三十日

同二〇二七號 同 同東品治町一三一  
同二〇二八號 同 住所に同じ  
同二〇二九號 同 同御弓町三八  
同二〇三〇號 同 同若櫻町一三  
同二〇三一號 同 住所に同じ  
同二〇三二號 同 同

同北本寺町五ノ一	玉木繁雄	同	同二〇三三號	同	同
同東品治町一〇ノ九	前田廣一	同	同二〇三四號	同	同
同二二〇ノ一	中山牧藏	同	同二〇三五號	同	同富安町二七ノ一
同五八	濱村操	同	同二〇三六號	同	住所に同じ
同西町二六	壺内梅太郎	同	同二〇三七號	同	同
同今町二丁目五	小椋福夫	同	同二〇三八號	同	同
同吉方町五九八	田城寺長平	同	同二〇三九號	同	同
同行徳三一一	池本志賀治	同	同二〇四〇號	同	同
同吉方町四〇一	植垣光藏	同	同二〇四一號	同	同吉方町二七七
同北本寺町五	三和工業株式會社	同	同二〇四二號	同	住所に同じ
同川端町四丁目八七	市原幸一	同	同二〇四三號	同	同吉方町四九一
同上町六五	吉田長六	同	同二〇四四號	同	住所に同じ
八頭郡智頭町大内三九	太田操	同	同二〇四五號	同	同今町二丁目二五
鳥取市西町三六五	吉村悦次	同	同二〇四六號	同	同御弓町三九
同吉方町二六〇ノ三	山根賢一	同	同二〇四七號	同	同今町一丁目一〇〇
同七七三	高取甚藏	同	同二〇四八號	同	住所に同じ
同東品治町五八ノ二四	麻廣土建工業株式會社	同	同二〇四九號	同	住所に同じ
同瓦町七八ノ一	尾崎政美	同	同二〇五〇號	同	同

同吉方町一六〇ノ三	本城壽治	同	同二〇五一號	同	同今町二〇〇ノ二
同新町七	高田好次郎	同	同二〇五二號	同	住所に同じ
同川端町三丁目三三	澤山岩一	同	同二〇五三號	同	同
同行徳四三三	宮城正憲	同	同二〇五四號	同	同
同新築物師町五六四五七	中杉勇藏	同	同二〇五五號	同	同
同湯所町一九五	興亞工業株式會社	同	同二〇五六號	同	同湯所町二〇六
同東品治町一八	一ノ宮工業株式會社	同	同二〇五七號	同	住所に同じ
同二七八ノ一	笠谷清一	同	同二〇五八號	同	同
岩美郡宇倍野村奥谷二二二	森本定雄	同	同二〇五九號	同	同岩美郡宇倍野村宮下三七四
鳥取市茶町一〇	山根木材工業株式會社	同	同二〇六〇號	同	同
同吉方町一江丸	米山満夫	同	同二〇六一號	同	住所に同じ
同東町三三二七五	若荷信藏	同	同二〇六二號	同	同
同川外天工町三〇	木下俊雄	同	同二〇六三號	同	同
同古市三	景山治郎	同	同二〇六四號	同	同
同吉方町八〇	池澤機型株式會社	同	同二〇六六號	同	同
同行徳六〇	西川壽治	同	同二〇六七號	同	同
同田島町四四〇	牧村實	同	同二〇六八號	同	同
同東品治町六ノ一三	加井寅之祐	同	同二〇六九號	同	同

鳥取縣公署 第九百二十三號 昭和二十三年七月六日 第三種郵便物認可 五〇

同吉方町八〇八	太平土產株式會社	同	同二〇七〇號	同	同東品治町二〇二
同行徳七六ノ一	寺谷富治	同	同二〇七一號	同	住所に同じ
同賀露町一四九〇	岩谷政春	同	同二〇七二號	同	同北本寺町三七
同立川町五丁目三八一	谷口邦造	同	同二〇七三號	同	住所に同じ
同古市四〇二ノ七	田中作惠	同	同二〇七四號	同	同南行徳三八〇ノ二
同川端町三丁目五九	金子商事株式會社	同	同二〇七五號	同	住所に同じ
同西品治町七三六	山根康敬	同	同二〇七六號	同	住所に同じ
同瓦町五	合同木工株式會社	同	同二〇七七號	同	住所に同じ
岩美郡岩井町岩井五七六	井上柳藏	同	同二〇七八號	同	住所に同じ
同五六五	井上民藏	同	同二〇七九號	同	同岩井町岩井五八一
鳥取市玄好町一三	巽木工工業協同組合	同	同二〇八〇號	同	住所に同じ
岩美郡倉田村田通寺字松ノ下一九	竹内吉郎	同	同二〇八一號	同	住所に同じ
鳥取市新鑄物師町一五五	谷口成雄	同	同二〇八二號	同	鳥取市新鑄物師町四五
同瓦町一四五	長谷川常八	同	同二〇八三號	同	住所に同じ
同行徳四二一	岸本恭敏雄	同	同二〇八四號	同	住所に同じ
同本町四丁目一四	田中良一	同	同二〇八五號	同	住所に同じ
同西町一三六	鳥取木工株式會社	同	同二〇八六號	同	住所に同じ
岩美郡小田村院内一三七	神谷政晴	同	同二〇八七號	同	同岩美郡小田村院内字杉繩手園三

同宇倍野村宮下一八ノ一	森口達治	同	同二〇八八號	同	住所に同じ
同浦富町浦富一〇三五	芦谷梅次郎	同	同二〇八九號	同	住所に同じ
同一〇三五ノ三	壽製材株式會社	同	同二〇九〇號	同	住所に同じ
同牧谷四〇五	谷口隼人	同	同二〇九一號	同	住所に同じ
同小田村荒金二五七	北村貞藏	同	同二〇九二號	同	住所に同じ
同成器村中河原三五	須崎光留	同	同二〇九四號	同	住所に同じ
同大岩村岩本一五ノ一	有限會社岩美造船所	同	同二〇九五號	同	住所に同じ
同本庄村高山八二八	田淵武藏	同	同二〇九六號	同	同浦富町浦富一〇三六ノ四
同倉田村幽安七七	西村作藏	同	同二〇九七號	同	鳥取市今町一丁目一〇〇ノ一
同小田村岩常六九三	上田勝美	同	同二〇九八號	同	同二〇九九號
同浦富町浦富五八四	山崎勝次	同	同二〇九九號	同	住所に同じ
大阪市東區平野町三丁目一	因幡木材工業株式會社	同	同二一〇〇號	同	鳥取市東品治町一二二ノ四
岩美郡小田村岩常二七〇	宮谷龜吉	同	同二〇九三號	同	住所に同じ
西伯郡淀江町淀江六〇二	村木貞雄	同	同二一三九號	同	西伯郡淀江町西原一〇〇七
同蒲郷村諸木一九三	赤井龜徳	同	同二一四〇號	同	住所に同じ
米子市天神町一丁目五六	竹下兵市	同	同二一四一號	同	住所に同じ
同錦町三丁目二四	米子林産工業株式會社	同	同二一四二號	同	西伯郡大山村佐摩字益田三四
同	同	同	同二一四三號	同	米子市昭和町六九

西伯郡澁江町澁江七九〇	高島伶一郎	同	同二四四號	同	西伯郡澁江町澁江九三一
米子市東倉吉町一三四ノ二	有限會社米子木製容器製作所	同	同二四五號	同	住所に同じ
西伯郡澁江町西原五二三	澁江木材株式會社	同	同二四六號	同	同
同幡郷村坂長二七七	昭榮木材株式會社	同	同二四七號	同	同幡郷村坂尾八〇五
同境町入船町一五	松本木材株式會社	同	同二四八號	同	住所に同じ
米子市茶町五三	米子鐵道產業株式會社	同	同二四九號	同	米子市角盤町三丁目七
同天神町一丁目七〇	鳥取縣西部桐材株式會社	同	同二五〇號	同	住所に同じ
西伯郡大山村坊領二七三	馬田庄次郎	同	同二五一號	同	同
同手間村宮前二〇四	新井和一郎	同	同二五二號	同	同手間村天萬種本九三四
同逢坂村鹽津九〇六ノ二	桶井まき	同	同二五三號	同	住所に同じ
同境町輝町四八	株式會社石橋造船鐵工所	同	同二五四號	同	同
同法勝寺村落合三五三ノ三	矢田貝林業株式會社	同	同二五五號	同	同
同宇田川村稻荷三三六	長谷川秀夫	同	同二五六號	同	同
同庄内村高田二四六	近岡義康	同	同二八二號	同	同
米子市天神町一丁目七〇	米子産業有限會社	同	同二八二號	同	同
西伯郡東長田村東上一〇一〇	生田泰治	同	同二八三號	同	同
同古布庄村三本杉一〇五六	杉口明春	同	同二五七三號	同	同
東伯郡八橋町德万六三二	丸山信八	同	同二六四一號	同	同

昭和二十三年七月六日

第三種郵便物認可

灘手村尾原五〇〇ノ一	追補責任灘手村森林組合同	同	同二六三七號	同	同
同由良町由良宿一五九	有限會社萬屋材木店	同	同二九九號	同	同
同小鴨村岡田二三ノ二	東伯木工株式會社	同	同三〇〇號	同	同
同泊村園一七八六	泊木材株式會社	同	同三〇一號	同	同
同中北條村江北一六九一	清水重春	同	同三〇二號	同	同
同竹田村上西谷三四八	岡本熊吉	同	同三〇三號	同	同竹田村下西谷四二八
同倉吉町越中町一五六七	櫻村實	同	同三〇四號	同	住所に同じ
同旭村曹源寺三八一	高松龜治郎	同	同三〇五號	同	同
同倉吉町明治町一〇二九ノ三	岩室清春	同	同三〇六號	同	同
同堺町二丁目九三九	尾坂富藏	同	同三〇七號	同	同
同桑郷村別所一〇四	秋田泰藏	同	同三〇八號	同	同桑郷村中興寺三二八
同上井町上井三一七	仲義雄	同	同三〇九號	同	同上井町上井二二三
同高城村岡六四ノ三	門脇重壽	同	同三一〇號	同	同高城村下米積三五
同矢送村関金宿一八八ノ一	調金協同工業株式會社	同	同三一三號	同	住所に同じ
同西郷村山根鍛冶田六三三五	橋津産業株式會社	同	同三一三號	同	同
同倉吉町瀬崎町二七四九	森産業株式會社	同	同三一四號	同	同倉吉町河原町法仙
同小鴨村岡田一一ノ八	土橋芳三	同	同三一五號	同	住所に同じ
同南谷村安歩五八七	山本繁喜	同	同三一六號	同	同

昭和二十三年七月六日

第三種郵便物認可

同旭村今泉六六一	追補責任旭村森林組合	同	同二二一七號	同	同旭村本泉三八二
八幡市藤田町二三四〇	高島木材産業株式會社	同	同二二一八號	同	同倉吉町大正町一〇六七 (倉吉出張所)
東伯郡由良町由良宿五五一	有限會社吉村商店	同	同二二一九號	同	住所に同じ
同上小鴨村上古川七〇	谷本義弘	同	同二二二〇號	同	同上小鴨村上古川一九七
同上郷村野田二二九	源内稻藏	同	同二二二一號	同	同上郷村山田字道ノ上二二〇
同古布庄村法萬九二八ノ一	千草秋稔	同	同二二二二號	同	住所に同じ
同小鴨村岡田一七	三鱧坑木株式會社倉吉出張所	同	同二二二三號	同	同
同三駱村三朝七八八	内橋巖太	同	同二二二四號	同	同
同上中山村東積二八二ノ三	合名會社末次林業部	同	同二二二五號	同	同八橋町德萬一六一
同西郷村伊木二八七ノ二	笠見京造	同	同二二二六號	同	同西郷村伊木一九八ノ一
同赤碕町赤碕一九四二	赤碕木工有限會社	同	同二二二七號	同	住所に同じ
同倉吉町東岩倉町二二六三	松根鹿藏	同	同二二二八號	同	同小鴨村岡田一三ノ八
同矢送村關金宿一九九	保田滿三	同	同二二二九號	同	住所に同じ
同倉吉町塚町二丁目二二六	東伯林産工業株式會社	同	同二二三一號	同	同
同巖城四六七ノ一	旭製材株式會社	同	同二二三三號	同	同
同越殿町一七五五	安藤源治	同	同二二三四號	同	同
同大正町一〇七六	出淵木材有限會社	同	同二三五八號	同	同
同上井町上井二〇四ノ一	日本坑木株式會社	同	同二二六四號	同	同

日野郡日野上村宮内五六八	野村茂夫	製材業	同	同	同
同河上六二四	新良一	製材業	同	同	同
同二部村福岡一〇四二	安達清	製材業	同	同	同日野上村河上四六二
同多里村多里二〇七	金谷基	製材業	同	同	住所に同じ
同溝口町溝口七一〇	日野木履有限會社	製材業	同	同	同多里村多里二一八
同日野上村生山一六〇	中西興業株式會社生山工場	製材業	同	同	同溝口町溝口六七八ノ三
西伯郡淀江町淀江九六四	淺田泰藏	製材業	同	同	住所に同じ
日野郡日野上村生山一七一	日榮木材生山營業所 代表 天崎清二	製材業	同	同	同日光村添谷地内三〇八
同多里村多里二〇七	金谷基	製材業	同	同	同大宮村折渡二六一
同江尾町江尾一八四三	石産金屬工業株式會社 江尾出張所	製材業	同	同	住所に同じ
同日野上村生山一六〇	中西興業株式會社生山工場	製材業	同	同	同
八幡市藤田町二三四〇	高島木材産業株式會社	製材業	同	同	同溝口町溝口七四四 (溝口出張所)
日野郡溝口町溝口四四三	東洋木材工業株式會社	製材業	同	同	同
同六三五	河野 悱	製材業	同	同	住所に同じ
同七一〇	日野木履有限會社	製材業	同	同	同上八九號
同日野上村生山一七一	日榮木材生山營業所 代表 天崎清二	製材業	同	同	住所に同じ

岩美郡浦富町浦富一〇三五ノ四	岩美郡浦富町浦富一〇五九ノ八
鳥取市葦片原町四三	鳥取市行徳四一五
同賀露町一四九〇	同北本寺町三七
同立川町五丁目三八一	同住所同
岩美郡津ノ井村杉崎五三九	大橋利幸
鳥取市行徳七六ノ一	寺谷富治
同東品治町六ノ一三	加井寅之祐
同田島四四八	後村 實
同東品治町二〇一ノ六	龍岡陽治
同古市三	景山治藏
同吉方町一三九	米山濱夫
同行徳四三二	宮城正憲
同瓦町七八ノ一	尾崎政美
岩美郡浦富町浦富五八四	山崎勝次
八頭郡智頭町大内三九	太田 操
鳥取市川端町四丁目八七	市原幸一
同吉方町四〇一	植垣光藏
	製材業 一般製材 同二〇一號
	同 同 同二〇二號
	同 同 同二〇三號
	同 同 同二〇四號
	同 同 同二〇五號
	同 同 同二〇六號
	同 同 同二〇七號
	同 同 同二〇八號
	同 同 同二〇九號
	同 同 同二一〇號
	同 同 同二一一號
	同 同 同二一二號
	同 同 同二一三號
	同 同 同二一四號
	同 同 同二一五號
	同 同 同二一六號
	同 同 同二一七號

昭和二十三年七月六日  
 第三種郵便物  
 二八

同東品治町二二〇ノ一	中山收藏	同 同	同二二八號	同 同	同富安町二二〇ノ一
同吉方町八三二ノ一	田中良信	同 同	同二二九號	同 同	同吉方町八二〇
同今町二丁目七	丸藤木工有限會社	同 同	同二二〇號	同 同	同住所同
同吉方町二六一	株式會社千代河製作所	同 同	同二二二號	同 同	同 同
岩美郡大岩村岩本一一五ノ一	有限會社岩美造船所	同 同	同二二三號	同 同	同 同
同浦富町牧谷四〇五	谷口隼人	同 同	同二二三號	同 同	同浦富町牧谷七一〇ノ三
鳥取市東品治町一八三	一ノ宮工業株式會社	同 同	同二二四號	同 同	同住所同
同二七八ノ一	斧谷清一	同 同	同二二五號	同 同	同 同
岩美郡宇部野村奥谷一二二	森本定雄	同 同	同二二六號	同 同	岩美郡宇部野村宮下三七四
鳥取市湯所町一九五	興亞工業株式會社	同 同	同二二七號	同 同	鳥取市湯所町二〇六
同北本治町一	佐々木商事株式會社	同 同	同二二八號	同 同	住所同
岩美郡小田村院內二三七	神谷政晴	同 同	同二二九號	同 同	岩美郡小田村院內字杉繩手
鳥取市東品治町一七ノ八	芦谷義雄	同 同	同二三〇號	同 同	住所同
同西品治町四	加納清市	同 同	同二三一號	同 同	同行徳一八六
同瓦町一四五	長谷川常八	同 同	同二三三號	同 同	住所同
同行徳四二一	岸本恭敬雄	同 同	同二三四號	同 同	同 同

昭和二十三年七月六日  
 第三種郵便物  
 二九

同古市四〇二ノ七	田中作惠	同	一般製材	同二一三六號	同	同南行徳三八〇ノ一
岩美郡岩井町岩井五六五	井上民藏	同	同	同二一三七號	同	岩美郡岩井町岩井五八一
大阪市東區平野町三丁目一	因幡木材工業株式會社	同	同	同二一三八號	同	鳥取市東品治町二二ノ四
東伯郡上郷村野田二二九	源内稻藏	同	同	同二一七四號	同	東伯郡上郷村山田字道ノ上 一〇ノ一
同倉吉町越中町一五六七	奥村實	同	同	同二三三五號	同	住所に同じ
同八橋町八橋九三四	伊達勇	同	同	同二三三六號	同	同赤碕町別所尻三九一
同高城村岡六四ノ三	門脇重壽	同	同	同二三三七號	同	同高城村下米積三五
同倉吉町瀬崎町二七四九	森産業株式會社	同	一貫作業	同二三三八號	同	同倉吉町河原町字法仙 二九九九
同住吉町九八	河田勉三	同	一般製材	同二三三九號	同	同住吉町九六ノ六
同西郷村山根字鍛冶田六三五	橋津産業株式會社	同	同	同二二四〇號	同	住所に同じ
同矢送村関金宿一八八ノ一	関金協同工業株式會社	同	同	同二二四一號	同	同
同八橋町 八橋一七二九	榎原久吉	同	同	同二二四二號	同	同八橋町丸尾字上ノ垣九
同由良町大谷二一〇十	杉川好治	同	一貫作業	同二二四三號	同	住所に同じ
同倉吉町塚町二二六	東伯林産工業株式會社	同	一般製材	同二二四四號	同	同
同由良町由良宿二一五九	有限會社萬屋材木店	同	同	同二二四五號	同	同由良町妻波一八一ノ一
同	同	同	同	同二二四六號	同	同榮村龜谷一七二ノ六
同下郷村美好二〇二	岩本富藏	同	同	同二二四七號	同	住所に同じ

鳥取縣公報 第九百二十三號 昭和二十三年七月六日

第三種郵便物認可

同小鴨村岡田二三ノ二	東伯木工株式會社	同	一貫作業	同二二四八號	同	同
同山守村今西字新田一〇四四	山田其治	同	一般製材	同二二四九號	同	同山守村今西字本村九〇三
同	同	同	同	同二二五〇號	同	同新田一〇一
同泊村園一七八六	泊木材株式會社	同	同	同二二五一號	同	住所に同じ
同古布庄村法萬九二八ノ一	千草秋稔	同	同	同二二五二號	同	同同古布庄村三本杉字新田七八七
同	同	同	同	同二二五三號	同	同以西村木地字大父二七
同	同	同	同	同二二五四號	同	同古布庄村法萬字梶田三八
同由良町由良宿五五	有限會社吉村商店	同	一貫作業	同二二五五號	同	住所に同じ
同矢送村關金宿字土手内一九九	保田滿三	同	同	同二二五六號	同	同
同上中山村東積二八二ノ三	合名會社末次林業部	同	一般製材	同二二五七號	同	同八橋町德萬一六一
同赤碕町赤碕一九四二	赤碕木工有限會社	同	一貫作業	同二二五九號	同	住所に同じ
同西郷村伊木一八七ノ二	笠見京造	同	一般製材	同二二六〇號	同	同西郷村伊木一九八ノ一
同倉吉町福吉町一丁目一四〇四	宮脇亮三	同	一貫作業	同二二六一號	同	住所に同じ
同八橋町八橋一七二九	榎原久吉	同	一般製材	同二二六二號	同	同八橋町八橋五一
同花見村羽衣石六二三	尾西久米藏	同	同	同二二六三號	同	同花見村羽衣石八一〇
同倉吉町巖城四六七ノ一	旭製材株式會社	同	同	同二二六七號	同	住所に同じ

鳥取縣公報 第九百二十三號 昭和二十三年七月六日

第三種郵便物認可



八頭郡若櫻町若櫻二二〇	有限會社坂田製材所	同	一般製材	同	一七六四號	同	同
同字山田町一三五	伊井野正人	同	一般製材	同	一七七一號	同	同
大阪市都島區中野町四丁目五九	細谷工業株式會社	同	一貫作業	同	一七八三號	同	同船岡村船岡三五八ノ二
八頭郡智頭町智頭一八〇ノ一	智頭町	同	一般製材	同	一七九六號	同	住所に同じ
米子市錦町三丁目二四	米子林産工業株式會社	同	床板	同	二二六八號	同	同
氣高郡大和村倭文三四〇ノ三	大和村農業協同組合	同	一般製材	同	二二六九號	同	同
同勝谷村寺内一三七ノ二	勝谷村同	同	同	同	二二七〇號	同	同
同逢坂村山宮三六三ノ四	逢坂同	同	同	同	二二七一號	同	同逢坂村山宮三六三
同瑞穗村土居一五二	土居農事實行組合	同	同	同	二二七二號	同	同瑞穗村土居八五
鳥取市今町一〇〇ノ一	鳥取木材株式會社	同	同	同	二二七三號	同	同青谷町青谷四〇二九
氣高郡逢坂村田仲字山宮七七	田仲農事實行組合	同	同	同	二二七四號	同	同逢坂村田仲字千學一
同神戸村上砂見七四一	川戸光祿	同	一貫作業	同	二二七五號	同	同神戸村上砂見四六〇
同豐實村野坂二二二	山本安雄	同	一般製材	同	二二七六號	同	同豐實村大桶字上河原五三一
同日置村山根九二	原祐一	同	同	同	二二七七號	同	同日置村山根五五ノ一
東伯郡上小鴨村上古川四五二ノ二	谷本義弘	同	同	同	二二七八號	同	東伯郡上小鴨村上古川一九七
同南谷村安歩五八七	山本繁喜	同	同	同	二二七九號	同	同山守村今西籬ノ下八六

同小鴨村岡田一一ノ八	土橋芳三	同	同	同	二二八〇號	同	住所に同じ
八頭郡若櫻町若櫻四六四	矢部木材工業有限會社	同	同	同	二二八〇號	同	同
同用瀬町用瀬四七六	株式會社澤田木工所	同	一貫作業	同	二二九〇號	同	同
同智頭町三吉七一	有限會社土師木材店	同	一般製材	同	二二三一〇號	同	同智頭町三吉七九
同西郷村北村字北村三三六	延時貞信	同	同	同	二二三一一號	同	同西郷村北村字柚小屋足谷七五〇ノ三四
同八東村岩淵三〇六	八東木材合資會社	同	同	同	二二三一二號	同	住所に同じ
同智頭町智頭一八一六ノ八	諏訪工業株式會社	同	一貫作業	同	二二三一三號	同	同
同三吉一四〇	平尾木材工業株式會社	同	同	同	二二三一四號	同	同
同智頭一七九四ノ一	合資會社新榮製作所	同	同	同	二二三一五號	同	同
同若櫻町若櫻二八四	太平林産株式會社	同	一般製材	同	二二三一六號	同	同若櫻町若櫻七九四
鳥取市若櫻町一四	石脇喜市	同	同	同	二二三一七號	同	鳥取市若櫻町一二
東伯郡東郷村別所一〇四	秋田泰藏	同	同	同	二二三一九號	同	東伯郡東郷村中興寺三二
八頭郡智頭町智頭掛上り	上田林業株式會社	同	木材業	同	二二三一八號	同	住所に同じ
同二七六ノ一	智頭營業所	同	同	同	二二三一九號	同	同
同二八〇ノ四	中國木材商業株式會社	同	同	同	二二三二〇號	同	同
同二八〇ノ一	智頭林産興業株式會社	同	同	同	二二三二〇號	同	同
同二八〇ノ二	智頭出張所	同	同	同	二二三二一號	同	同
	日興工業株式會社智頭支店	同	同	同	二二三二一號	同	同

同慶所二三四	谷口重雄	同	同三三二二號	同	同三吉堂ノ本六九
西伯郡境町彌生町三一	境港單板工業株式會社	同	同三三二六號	同	住所に同じ
米子市角盤町四丁目三〇	米子ベニヤ木材株式會社	同	同三三二七號	同	同
八頭郡若櫻町若櫻二二六〇	若櫻ベニヤ工業株式會社	同	同三三三八號	同	同
同西郷村中井三三六	追補責任西郷村森林組合	同	同三三四六號	同	同
同大村鷹狩二二	大村同	同	同三三四七號	同	同
同上私都村麻生一八八	上私都村同	同	同三三四八號	同	同上私都村麻生一六七
同八東村才代四七	八東村同	同	同三三四九號	同	住所に同じ
同池田村岩屋堂一一二	池田村同	同	同三三五〇號	同	同
同丹比村北山七三	丹比村同	同	同三三五一號	同	同
同隼村福井一三三	隼村同	同	同三三五二號	同	同隼村見槻中一七六ノ一
同山郷村中原二六八	山郷村同	同	同三三五三號	同	住所に同じ
同佐治村加瀬木一三〇〇	佐治村同	同	同三三五四號	同	同
同智頭町野原一七四	那岐同	同	同三三五五號	同	同
氣高郡勝部村紙屋一九四ノ一同	勝部村同	同	同三三五六號	同	同
同小鷲河村鷲峰字中土居七九ノ二	小鷲河村同	同	同三三五七號	同	同
西伯郡東長田村中二二〇ノ一同	東長田村同	同	同三三五八號	同	同
足野郡日野上村矢戸一〇一ノ二	日野上村同	同	同三三五九號	同	同

同米澤村宮市一〇三四	米澤村同	同	同三三六〇號	同	同
同多里村多里二五一	多里村同	同	同三三六一號	同	同多里村多里二五四ノ一
同日野村本郷四五〇	日野村同	同	同三三六二號	同	住所に同じ
同日光村坊原二八九	日光村同	同	同三三六三號	同	同日光村大瀧二五八ノ三
同山上村笠木三三七	山上村同	同	同三三六四號	同	住所に同じ
鳥取市瓦町二四〇	鳥取研伐作業組合 理事長 木島公之	同	同三三三二號	同	同
同	同	同	同三三三三號	同	同八頭郡智頭町智頭二〇七〇
同	同	同	同三三三四號	同	同用瀬町用瀬四八一
同	同	同	同三三三五號	同	同若櫻町若櫻四二七
同	同	同	同三三四〇號	同	住所に同じ
同	同	同	同三三四一號	同	同
同古市一八五	旭製紙株式會社	同	同三三四二號	同	同東町二四
同永樂町二九〇	醫王田政義	同	同三三四三號	同	住所に同じ
同富山市中島町一六	興國人絹バルブ株式會社 富山林材部	同	同三三四四號	同	同
同	同	同	同三三四五號	同	同西伯郡藤村蚊屋二八五ノ四 (大山出張所)
同	同	同	同三三四六號	同	同
同	同	同	同三三四七號	同	同
同	同	同	同三三四八號	同	同
同	同	同	同三三四九號	同	同
同	同	同	同三三五〇號	同	同
同	同	同	同三三五一號	同	同
同	同	同	同三三五二號	同	同
同	同	同	同三三五三號	同	同
同	同	同	同三三五四號	同	同
同	同	同	同三三五五號	同	同
同	同	同	同三三五六號	同	同
同	同	同	同三三五七號	同	同
同	同	同	同三三五八號	同	同
同	同	同	同三三五九號	同	同
同	同	同	同三三八二號	同	同池田村小船三九六
同	同	同	同三三四四號	同	同八頭郡智頭町芹津五五二
同	同	同	同三三四五號	同	同
同	同	同	同三三四六號	同	同
同	同	同	同三三四七號	同	同
同	同	同	同三三四八號	同	同
同	同	同	同三三四九號	同	同
同	同	同	同三三五〇號	同	同
同	同	同	同三三五一號	同	同
同	同	同	同三三五二號	同	同
同	同	同	同三三五三號	同	同
同	同	同	同三三五四號	同	同
同	同	同	同三三五五號	同	同
同	同	同	同三三五六號	同	同
同	同	同	同三三五七號	同	同
同	同	同	同三三五八號	同	同
同	同	同	同三三五九號	同	同

八頭郡智頭町大呂一〇九	山本菊藏	同	同	同	八三二號	同	同智頭町米原一〇五
同若櫻町若櫻四一六ノ二	西本藤吉	同	同	同	同	同	住所に同じ
同八東村岩淵三〇六	八東木材合資會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同智頭町智頭一八七二	株式會社東南商店	同	同	同	同	同	住所に同じ
大阪市都島區中野町四丁目五九	細谷工業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
八頭郡若櫻町若櫻四六四	矢部木材工業有限會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同二〇一	有限會社坂田製材所	同	同	同	同	同	住所に同じ
同八東村才代三〇〇	田中秀次	同	同	同	同	同	住所に同じ
同賀茂村宮谷二六五ノ二	三鏡坑木株式會社 那家出張所	同	同	同	同	同	住所に同じ
同智頭町三吉一四〇	平尾木材工業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同三一七ノ一	南因木材株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同野原五七	古谷高四郎	同	同	同	同	同	住所に同じ
同三吉七一	有限會社土師木材店	同	同	同	同	同	住所に同じ
同智頭一八一六ノ八	諏訪工業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
鳥取市今町一丁目一〇〇ノ一	鳥取木材株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同川端町一丁目四三	松本左五郎	同	同	同	同	同	住所に同じ
同二丁目三三	鳥取特殊材林産株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
八頭郡集村集字福井二五	藤原正明	同	同	同	同	同	住所に同じ

氣高郡吉岡村吉岡二四八	大吉林産有限會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同寶木村下光元二二八	田村 勳	同	同	同	同	同	住所に同じ
同神戸村上砂見七四二	川戸光藏	同	同	同	同	同	住所に同じ
同鹿野町鹿野一七八二	追補責任鹿野町森林組合	同	同	同	同	同	住所に同じ
同逢坂村山宮三六三ノ四	逢坂農業協同組合	同	同	同	同	同	住所に同じ
同濱村町勝見六六六ノ二	池原正雄	同	同	同	同	同	住所に同じ
同大正村徳尾八一ノ二	尾崎好治	同	同	同	同	同	住所に同じ
米子市錦町三丁目二四	米子林産工業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同東町六一	太陽木材株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
八頭郡池田村岩屋堂一一三	追補責任池田村森林組合	製材業	同	同	同	同	住所に同じ
同智頭町智頭一七九四	上田林業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同上〇五二ノ一	智頭營業所	同	同	同	同	同	住所に同じ
同上〇五二ノ一	智頭木材株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
同二〇〇ノ一	日興工業株式會社智頭支店	同	同	同	同	同	住所に同じ
西伯郡境町彌生町三一	境港單板工業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
八頭郡若櫻町若櫻一二六〇	若櫻ベニヤ工業株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ
米子市角盤町四丁目三〇	米子ベニヤ木材株式會社	同	同	同	同	同	住所に同じ

鳥取市瓦町二四〇

鳥取研伐作業組合  
理事長 木島公之

同 一般製材

同 同三三六號 同 八頭郡佐治村中五

同

同

同

同 同三三七號 同 同智頭町智頭二〇九〇

同

同

同

同 同三三八號 同 同用瀬町別府一〇二ノ一

同

同

同

同 同三三九號 同 同智頭町芦津五五二

八頭郡大村鷹狩三二

追補責任大村森林組合

同

同 同三三五號 同 同大村鷹狩三

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三六號 同 同集村見槻中一七六ノ一

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七號 同 同山郷村福原七

同 同 同

同 同 同

同

同 同三六八號 同 同佐治村加瀬木字西下河原  
二五三六

同 同 同

同 同 同

同

同 同三六九號 同 同智頭町大脊字中河原二九ノ二  
二五三六

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七〇號 同 同上私都村麻生字山鼻二六ノ二

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七一號 同 氣高郡鹿野町鹿野一三三ノ一

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七二號 同 氣高郡小鷲河村鷲峯字畑殿七三

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七三號 同 東伯郡旭村本泉三八二

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七五號 同 西伯郡東長田村中字  
四枚ケ市二二四

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七七號 同 八頭郡西郷村牛戸一七五

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七八號 同 日野郡日野上村矢戸  
一九二ノ三

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三七九號 同 同米澤村御机字下後袖七一八

同 同 同

同 同 同

同

同 同三三八〇號 同 同宮市引五輪田二三七

南

八頭郡智頭町智頭  
一八〇〇ノ四

智頭林産興業株式會社  
智頭支店

同 同 同

同 同三三八〇號 同 同宮市引五輪田二三七

西伯郡五千石村諏訪二〇三

須山 隆

同

同 同二一五七號 同 西伯郡五千石村福市字  
御所原五九二

同 同 同

同 同 同

同

同 同二一五八號 同 同澁江町西原一〇〇七

同 同 同

同 同 同

同

同 同二二五九號 同 同實野村朝金一三〇八

同 同 同

同 同 同

同

同 同二二六〇號 同 住所に同じ

米子市錦町三丁目二四

米子林産工業株式會社

同

同 同二二六一號 同 西伯郡大山村佐摩字益田  
二一四ノ二

同

同

同 同 同

同 同二二六二號 同 米子市昭和町六九

西伯郡澁江町澁江七九〇

高島伶一郎

同

同 同二二六三號 同 西伯郡澁江町澁江九三一

同 同 同

同 同 同

同

同 同二二六四號 同 住所に同じ

米子市東倉吉町一三四ノ二

有限會社米子木製容器  
製作所

同

同 同二二六五號 同

西伯郡澁江町西原五二三

澁江木材株式會社

同 同 同

同 同二二六六號 同

同 同 同

同 同 同

同

同 同二二六七號 同 同幡郷村坂長八〇五

同 同 同

同 同 同

同

同 同二二六八號 同 住所に同じ

米子市茶町五三

米子鐵道産業株式會社

同 同 同

同 同二二六九號 同 米子市角盤町三丁目七

同天神町一丁目七〇	米子産業株式會社	同	同	同二七〇號	同	住所に同じ
西伯郡大山村坊領字下松本二七三	馬田庄次郎	同	一般製材	同二七一號	同	同
同手間村宮前二〇四	新井和一郎	同	同	同二七二號	同	同手間村天萬種本九三四
同逢坂村鹽津九〇六ノ二	橋井まき	同	同	同二七三號	同	同逢坂村鹽津字中尾九〇六ノ二
同境町岬町四八	株式會社石橋造鐵工所	同	一貫作業	同二七四號	同	住所に同じ
同庄内村高田一四六	近岡鐵藏	同	一般製材	同二七五號	同	同庄内村畑茶一九四
同法勝寺村落合三三三	矢田貝林業株式會社	同	一貫作業	同二七六號	同	住所に同じ
同東長田村東上一〇一〇	生田泰治	同	一般製材	同二七七號	同	同上長田村下中谷字桐ヶ谷 三三三三
同	同	同	同	同二七八號	同	同東長田村東上字城越一〇〇七
同	同	同	同	同二七九號	同	同法勝寺村法勝寺三三四
同光徳村豊成六一四	上木料農事實行協同作 業組合代表者影山哲夫	同	同	同二八四號	同	住所に同じ

鳥取縣告示第三百十五號

昭和二十三年六月鳥取縣告示第二百九十三號昭和二十三年產主要食糧供出割當數量中次のように改定する。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 尾 愛 治

西伯郡

彦名村	一、二六石九
崎津村	三、七
渡村	三、一、三
外江町	三、五、六

麥(玄米石)

境町	二、一、四
上道村	六〇、二
余子村	一、二、八
中濱村	三三、〇
和田村	一〇三、七
富登村	一五六、一
夜見村	三一九、七
成實村	九九、一
天津村	一六九、八
大國村	一、五
法勝寺村	一、三、三
上長田村	一、五
東長田村	一、三、三
賀野村	一、一、五、四
手間村	一、三、八、一
尙徳村	三、三、一、六
五千石村	三、三、一、六

幡郷村	三三三、三
大幡村	四〇三、〇
縣村	四二六、四
春日村	六九九、九
大高村	三二七、〇
巖村	二七七、三
日吉津村	一三七、六
大和村	三五、〇
淀江町	一三九、二
宇田川村	三〇六、三
高麗村	七七五、二
所子村	七二五、三
大山村	五三、九
庄内村	二六七、五
名和村	七九、六
御來屋町	一、七
光徳村	二二〇、四
逢坂村	二六二、〇

計

七、三一九、〇

◇鳥取縣告示第三百十六號  
装蹄師法第一條第二項により次の者に対し装蹄師免許證  
を交付した。

昭和二十三年七月六日

登録番號 登録年月日 本籍氏名  
第三五號 昭和二十三年七月六日 鳥取縣 小川峯義

正 誤

昭和二十三年六月二十二日付第九百十九號發行  
の縣公報登載鳥取縣告示第二百九十三號二行目「政府の」は  
「政府に」正誤する。

昭和二十三年七月六日印刷  
昭和二十三年七月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町